

解体工事特記仕様書

工事名 清流小学校隣接地建物等解体工事

I 解体工事仕様

1 共通仕様

図面・特記仕様及び現場説明書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(最新年度版)、同「建築物解体工事共通仕様書・同解説」(最新年度版)による。また「大気汚染防止法」「労働安全衛生規則」「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」「建設副産物適正処理推進要綱」「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」その他関係法令・通達・指針等を遵守する。

2 特記仕様

- 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
- 2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と※印のついた場合は、共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。
- 4) 設計図書に記載なくとも、施工上当然必要と認められるものは本工事内とし、監督員の指示に従い施工を行うこととする。なお、軽微な追加変更は工事内とし、工事費の増額は認めない。
- 5) 施工後検査が困難となる工事は、随時監督員の立会検査を受け、必要により写真に記録しておくこと。
- 6) 市役所提出書類は、市の様式(最新版)に従って提出すること。
- 7) 本工事に必要な官公署(労働基準監督署、富山県環境保全課、富山県新川土木センター、警察署等)への手続き・諸届けは、受注者の責任において速やかに行い、その費用は本工事に含むものとする。又、検査に要する諸費用も受注者の負担とする。
- 8) 工事現場及び般出入道路、周辺道路は、常に清掃、整理整頓に心掛け、周辺住民に迷惑をかけることの無いよう、工事区画等の安全対策を十分に講ずること。
- 9) 工事期間中は労働安全衛生法等の関係法規に従って、危険防止、災害防止に努め、遺漏無きよう万全を期すこと。
- 10) 近隣対策(事前挨拶、苦情処理、運行便宜等)は充分に行うこと。また近隣住民からのクレームがあった場合には速やかに監督員に連絡し、指示に従い処理すること。
- 11) 工事電気、工事用水等については、受注業者にて用意し費用負担すること。

- 12) 工事中において、万が一水道管等を破損した場合は、速やかに所管への連絡を行いその指示に従うこと。なお、その場合の復旧費用負担は受注者とする。
- 13) 低騒音低振動型の機械を使用し、騒音、振動、粉塵は最小限に抑え、その防止に努めること。
- 14) アスベストの含まれている建材等、廃材処理については関係法令に従って適切に処理を行うこと。
- 15) 関係機関（魚津市水道局・北陸電力・NTT・ガス業者）との連絡協議調整を充分行い、申請に必要なものは申請を行ってから施工のこと。
- 16) 完成検査による手直し残工事があった場合は、速やかに処理を始め、監督員の承認を得て完成書類とともに引渡しを行うこと。
- 17) 引渡し後に生じた施工の欠陥及び設備欠陥故障は契約書に基づき速やかに修理すること。
- 18) その他不審な点、疑問点についてはその都度監督員と協議すること。
- 19) 工期は厳守のこと。

II 特記仕様

[①共通事項]

- 1 提出書類
 - ・ 建築物除却届、建設リサイクル法による説明書
 - ・ 工事着工届
 - ・ 工事工程表
 - ・ 現場代理人、主任技術者等届
 - ・ 建設業の許可証、主任技術者の社員証（顔写真付）及び資格の写し
 - ・ 再生資源利用計画書、実施書（コブリス登録のこと）
 - ・ 段階確認申出書
 - ・ 工事完成届
 - ・ 竣工写真、工事写真
 - ・ 各官公庁提出書類
 - ・ 工事引渡書
 - ・ 請負代金請求書
 - ・ その他、魚津市建設工事等事務取扱要領による。
- 2 確認書類
（検査時）
 - ・ 産業廃棄物委託契約書
 - ・ 産業廃棄物管理票、マニフェスト
 - ・ 安全・訓練等の実施記録、安全巡視、KYK 記録
- 3 立会検査
 - ・ 建築主事並びに関係官公庁、事業会社等の立会検査を必要とするものは、監督員と打合せの上、受注者はその手続きを経て立会い期日を定めなければならない。

[②仮設工事]

- | | | | | |
|---|--------|---------|-------------|---------|
| 1 | 監督員事務所 | 設ける | ○設けない | (2.3.1) |
| 2 | 工事用水 | 構内既存の施設 | 利用可 (有償 無償) | ○利用不可 |
| 3 | 工事電力 | 構内既存の施設 | 利用可 (有償 無償) | ○利用不可 |

[③土工事]

- | | | | |
|---|---------|----------|-------------|
| 1 | 埋戻し及び盛土 | 搬入土 | ○発生土 |
| 2 | 残土処分 | ○構内敷きならし | 場外搬出 指定場所堆積 |

[④その他]

- | | | |
|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 騒音振動の防止 | ・「低騒音型低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用すること。 |
| 2 | 工事現場管理 | ・労働基準法、労働安全衛生規則、その他関連法規を厳守し工事現場の人身事故、火災、盗難防止に留意のこと。
・本工事期間中付近住民及び通行者の安全対策は充分に行うこと。
・仮設便所を設置する等の対策をし、近隣住民の迷惑になるような行動はとらないこと。 |
| 3 | 調査・試験に対する協力 | ・公共工事労務費調査等の対象工事となった場合は、監督員の指示により必要な協力をしなければならない。
(富山県土木工事共通仕様書 1-1-13) |
| 4 | 週休2日工事 | ・本工事は、週休2日施行対象工事です。
・週休2日の普及、実現に向けた試行対象工事であり、週休2日(4週8休以上)の達成を前提とした補正係数を乗じた上で予定価格を作成していることから、受注者は、希望すれば週休2日の施行を実施し、希望しなければ減額変更した上で従来どおり工事施工するものとする。
・週休2日を希望した受注者の実績が4週8休に満たない場合は、現場閉所状況に応じた補正係数を乗じて減額変更を行う。
・詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領(令和3年10月)」によるものとする。魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』を参照のこと。 |

清流小学校隣接地建物等解体工事 注意事項

- ・ 本工事は、清流小学校隣接地内の建物及び敷地内の全ての樹木、工作物等の解体工事です。以下の項目について特に注意し工事を進めてください。

<一般事項>

- ・ 本工事の仕様は別紙「解体工事特記仕様書」によります。(本注意事項と重複している項目があります)
- ・ 各機関と市等へは、協議を十分行い、適切な時期に必要な書類を提出し、工事が遅延しないよう進めてください。
- ・ 本工事は清流小学校に隣接しており、工事中は小学校との連絡を密にし、安全対策は厳重に行ってください。また隣接住宅にも同様の安全対策を行ってください。

<石綿含有建材について>

- ・ 各省庁等の規制に従い除去を進めてください。
- ・ この施設は、工事発注者として、専門家によるアスベスト含有建材の調査を実施しておりますので、その結果を提示いたします。内容を理解し、工事を実施してください。
- ・ この施設には、石綿含有建材が使われているため、小学校関係者や近隣住民だけでなく、工事従事者も被災しないように、石綿作業主任者の資格を有する者または同等以上の知識を有する者が、主任技術者を務めてください。
- ・ アスベスト含有建材処分に関する施工計画書を提出し、市担当者と施工方法等を協議し、必要に応じて関係機関へ届出を行ってから、作業を実施してください。
- ・ 工事開始前に、工事受注者としての石綿の有無の調査を実施し、その結果を報告してください。
- ・ 除去作業後、取り残しがないことを確認し、市担当者の確認を受けてください。

<その他>

- ・ 設計に計上されていることだけでなく、安全上必要なことがあれば、必要に応じて実施してください。
- ・ 近隣住民や関係者の迷惑になるようなことは行うことのないように注意し、苦情等を受けた場合は、市に報告するとともに、工事受注者で解決してください。
- ・ 解体工事では、振動や騒音、粉塵が必ず発生しますが、可能な限り振動や騒音、粉塵の発生量を抑制するよう工夫しながら作業を進めてください。

- ・ 建設副産物実態調査を実施していますので、コブリスの登録をしてください。
マニフェストの写しは、提出不要ですが、内容は精査しますので、集計表を作成したうえで、マニフェストを貸与してください。
アスベスト含有建材は、E票の写しと集計表を提出してください。
- ・ 施工状況など工事写真は確実に撮影してください。

- ・ 工事写真は「工事写真の撮り方」（建築編）最新版に従って撮影してください。
- ・ 担当監督員との連絡、相談は定期的及び必要に応じて実施してください。
- ・ 本工事が起因となって損害損傷を与えた場合には監督員に報告のうえ、受注者負担にて速やかに原状復旧を行ってください。
- ・ 必要に応じて関係機関への申請を行ってください。
- ・ 工事の一部を下請業者に発注する場合は、できる限り市内業者へ発注してください。
- ・ 下請業者に発注する場合は、適正な価格及び期間内にて代金を支払ってください。
- ・ 資材や機械の購入等についても、できる限り市内業者を選定してください。
- ・ この工事では、「基本的にその日のうちに速やかに回答する」「現場を待たせない」等、現場の問題発生に対する迅速な対応（＝ワンデーレスポンス）の実施により、問題解決の迅速化を図ることとします。ただし、その日のうちに回答が困難な場合は、受注者と発注者が協議のうえ、回答予定日を回答するものとします。
- ・ 受注者は、作業間の関連や工事の進捗状況を把握し、綿密な工程管理に努めてください。
- ・ 受注者は、工事施工中において協議事項が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と協議してください。
- ・ 敷地内は禁煙です。下請負業者にも遵守するよう指導願います。
- ・ 段階確認検査は、最低6回行います。
 - ① 仮囲い等の仮設工事物と工事看板、石綿除去工事の看板等の設置状況
 - ② アスベスト含有建材撤去後の確認
 - ③ 内装材等の撤去後の状態確認
 - ④ 建物上屋及び基礎の撤去の確認
 - ⑤ 敷地内樹木と工作物等の撤去後の状況
 - ⑥ 整地後（砕石敷き前）
- ・ 隣接者(小学校・隣接住民)及び担当監督員との連絡、相談は密におこなってください。
- ・ その他必要時には監督員と連絡を取り合って工事の完成に全力で取り組んでください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止措置について

新型コロナウイルス感染症に関しては、富山県内においては落ち着きを取り戻しつつあるものの、感染に対する危険性がなくなった訳ではありません。工事現場においては引き続き「同感染症対策の基本的対処方針」を徹底するよう求められており、関係者の健康を守るためにも当然継続して遵守していく必要があります。万が一にも感染があった場合には健康に大きな影響を与えてしまいますので、現場作業員に対してはもちろんのことですが、近隣の方々の不安が少しでも解消されるように感染防止に関しては以下に示す措置を遵守しながら万全の対策を講じ、加えて作業員の意識の徹底を図るようお願いいたします。

< 感染防止措置 >

- ・工事範囲を十分に確保し、この範囲は立入禁止表示により区画すること。
- ・「密閉、密集、密接」の3密を避けるよう作業間の日程調整を図ること。
- ・作業員の朝礼時の体温測定を徹底すること。
- ・作業員のマスク着用を徹底すること。
- ・消毒液を設置しその使用を励行すること。
- ・担当者等との打合せはなるべく対面を避けること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む）及び濃厚接触者があることが判明した場合の連絡体制の構築を図っておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して、技術者等が確保できない、資機材等が調達できない場合にはその協議に応じますので速やかに申し出るようお願いいたします。